

公 募 公 告

次のとおり公募に付する。

令和6年4月22日

支出負担行為担当官
沖縄県警察会計担当官
沖縄県警察本部長 鎌谷 陽之

1 公募に付する事項

本業務は、警察施設(R6)機械設備工事であり、下記「2. 公募に参加する者に必要な資格等に関する事項」の要件を満たし、本業務の実施を希望する者がいるか否かを確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請するものである。

なお、公募の結果、応募要件を満たすと認められる申込者が2者以上あった場合は競争入札を行うものとし、1者のみの場合には、随意契約を行うことを予定している。

2 公募に参加する者に必要な資格等に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たしている有資格業者であること。

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 建設業法第3条第1項の規定による許可を受けた建設業者であって、「令和5・6年度内閣府競争入札参加資格(建設工事)」において、「管」のA等級に格付けされている者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けていていること。）であること。

なお、単体企業又は建設工事共同企業体のいずれも入札に参加することができる混合入札の対象案件である。

- (3) 会社更生法に基づき更正手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 建設業法第27条の23に規定する経営事項審査（以下「経審」という。）を受けた者であって、経営事項審査結果通知書が有効期限内にあり、「管」の総合評定値が、900点以上であること。
- (5) 公告日までの間に、国又は地方公共団体と新築建物で機械設備工事を元請けとして施工し、完成・引渡しが完了した施工実績を有すること。
- (6) 次に掲げる要件を満たす監理技術者を当該工事に専任（専任を要しない期間を除く。）で配置できること。

ア 1級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

イ 監理技術者にあっては、監理技術者資格証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

ウ 配置予定の監理技術者にあっては、直接的かつ恒常的な雇用関係（申請日以前に3ヶ月以上の雇用）があること。

- (7) 入札参加資格確認申請期限日から当該工事の開札日までの間において、他の契約担当官の指名停止措置を受けていないこと。

- (8) 本案件に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 親会社と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社と同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合。

ウ その他、選定の適正さが阻害されると認められる場合。

(9) 次の各号のいずれにも該当しない者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

イ 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不當に利用するなどしているとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

カ その他、選定の適正さが阻害されると認められる場合。

(10) 原則として、当該工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

なお、「設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。

株式会社 アトリエ・K

(11) 建設工事共同企業体の要件

ア 自主結成方式とする。

イ 2者又は3者による建設工事共同企業体とする。

ウ 当該工事に関し、2つ以上の共同企業体の構成員となることはできない。

エ 代表者は、構成員のうち最大の履行能力を有し、かつ最大の出資割合の者でなければならない。

オ 構成員のうち、最小の出資割合は2者の場合30%以上、3者の場合20%以上であること。

カ 建設工事共同企業体の協定書が、公募説明書と同時に配布する「建設工事共同企業体協定書」によるものであること。

キ 監理技術者は、建設工事共同企業体の代表者に所属していること。

ク 代表者以外の構成員は、経審において「管」の総合評定値が、800点以上であること。

ケ 代表者以外の構成員は、次に掲げる要件を満たす主任技術者を当該工事に専任（専任を要しない期間を除く。）で配置できること。

(ア) 1級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

(イ) 配置予定の主任技術者にあっては、直接的かつ恒常的な雇用関係（申請日以前に3ヶ月以上の雇用）があること。

(12) 沖縄県警察が必要とする秘密の保全に関し、保全設備・規則の整備、秘密保全に関する教育、保管管理及び方法、情報セキュリティ、営業方針等の項目について、適正に履行できる者であること。

3 手続等

(1) 申込要領

本公募案件に参加を希望する者は、公募説明書附属の所定の様式（参加意思確認書等）にて参加申込みを行うこと。

公募説明書は、下記(4)の担当部署において、公告日から令和6年5月7日（土曜日、日曜日、休日を除く）の午前9時30分から午後5時30分までの間、交付する。

(2) 参加意思確認書等の提出

令和6年5月7日の午後5時30分までに、下記(4)の担当部署に提出すること。

郵送の場合は書留郵便とし、上記提出期限までに必着のこと。

(3) 公募参加者は、沖縄県警察が求める説明及び文書の提出に、速やかに対応すること。

(4) 担当部署

〒900-0021 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

沖縄県警察本部警務部会計課営繕係

電話番号 098-862-0110 (内線2277)

(5) 書類提出等にあたり来庁の際には上記(4)の担当係へ事前連絡の上、来庁すること。

4 参加意思確認書等の無効

本公告に示した公募に参加する者に必要な資格のない者の参加意思確認書等は、無効とする。

5 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書作成の要否

別紙「建設工事請負契約書（案）」により、契約書を作成する。

公 募 説 明 書

[警察施設(R 6)機械設備工事]

沖 縄 県 警 察 本 部

項目及び構成

- 1 公募に付する事項
- 2 業務概要
- 3 公募に参加する者に必要な資格等に関する事項
- 4 参加申込要領
- 5 参加申込者の義務
- 6 参加意思確認書等の提出
- 7 仕様書等の交付
- 8 その他
- 9 本公募公告に関する質問・回答

別紙－1 参加意思確認書

別紙－2 秘密保持誓約書（代表者用）

別紙－3 秘密保持誓約書（担当者用）

別紙－4 秘密保全に関する資料

別紙－5 参加資格確認書

別紙－6 暴力団排除に関する誓約事項

別紙－7 秘密の保全に関する特約条項

別紙－8 建設工事共同企業体協定書

別紙－9 建設工事請負契約書（案）

1 公募に対する事項

本業務は、警察施設(R6)機械設備工事であり、下記「3. 公募に参加する者に必要な資格等に関する事項」の要件を満たし、本業務の実施を希望する者がいるか否かを確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請するものである。

なお、公募の結果、応募要件を満たすと認められる申込者が2者以上あった場合は競争入札を行うものとし、1者のみの場合には、随意契約を行うことを予定している。

2 業務概要

- (1) 工事名 警察施設(R6)機械設備工事
- (2) 工事場所 沖縄県うるま市石川山城福地原1563番6、1563番108
- (3) 工期 契約日の翌日から令和8年7月31日まで

3 公募に参加する者に必要な資格等に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たしている有資格業者であること。

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 建設業法第3条第1項の規定による許可を受けた建設業者であって、「令和5・6年度内閣府競争入札参加資格(建設工事)」において、「管」のA等級に格付けされている者(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更正手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けていること。)であること。

なお、単体企業又は建設工事共同企業体のいずれも入札に参加することができる混合入札の対象案件である。

- (3) 会社更生法に基づき更正手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者(上記(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 建設業法第27条の23に規定する経営事項審査(以下「経審」という。)を受けた者であって、経営事項審査結果通知書が有効期限内にあり、「管」の総合評定値が、900点以上であること。
- (5) 公告日までの間に、国又は地方公共団体と新築建物で機械設備工事を元請けとして施工し、完成・引渡しが完了した施工実績を有すること。
- (6) 次に掲げる要件を満たす監理技術者を当該工事に専任(専任を要しない期間を除く。)で配置できること。
 - ア 1級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
 - イ 監理技術者にあっては、監理技術者資格証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
 - ウ 配置予定の監理技術者にあっては、直接的かつ恒常的な雇用関係(申請日以前に3ヶ月以上の雇用)があること。
- (7) 入札参加資格確認申請期限日から当該工事の開札日までの間において、他の契約担当官の指名停止措置を受けていないこと。
- (8) 本案件に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 親会社と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社と同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合。

ウ その他、選定の適正さが阻害されると認められる場合。

(9) 次の各号のいずれにも該当しない者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

イ 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

カ その他、選定の適正さが阻害されると認められる場合。

(10) 原則として、当該工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

なお、「設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。

株式会社 アトリエ・K

(11) 建設工事共同企業体の要件

ア 自主結成方式とする。

イ 2者又は3者による建設工事共同企業体とする。

ウ 当該工事に関し、2つ以上の共同企業体の構成員となることはできない。

エ 代表者は、構成員のうち最大の履行能力を有し、かつ最大の出資割合の者でなければならない。

オ 構成員のうち、最小の出資割合は2者の場合30%以上、3者の場合20%以上であること。

カ 建設工事共同企業体の協定書が、公募説明書と同時に配布する「建設工事共同企業体協定書」によるものであること。

キ 監理技術者は、建設工事共同企業体の代表者に所属していること。

ク 代表者以外の構成員は、経審において「管」の総合評定値が、800点以上であること。

ケ 代表者以外の構成員は、次に掲げる要件を満たす主任技術者を当該工事に専任（専任を要しない期間を除く。）で配置できること。

(ア) 1級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

(イ) 配置予定の主任技術者にあっては、直接的かつ恒常的な雇用関係（申請日以前に3ヶ月以上の雇用）があること。

(12) 沖縄県警察が必要とする秘密の保全に関し、保全設備・規則の整備、秘密保全に関する教育、保管管理及び方法、情報セキュリティ、営業方針等の項目について、適正に履行できる者であること。

4 参加申込要領

(1) 参加申込者に要求される事項

ア この公募に参加を希望する者は、公告文、公募説明書及び建設工事請負契約書（案）を熟読の上、申し込まなければならない。この場合において、公募説明書等について疑義があるときは関係職員の説明を求めることができる。

イ この公募に参加を希望する者は、公募説明書附属の所定の様式（別紙1～6、別紙8、

別添様式1～3)及び付帯資料を作成し、提出すること。

- ウ 本件公告に示した公募に参加資格のない者、提出資料等に虚偽の記載をした者及び下記5の参加申込者の義務を守れなかった者は、参加を無効とする。
- エ 資料等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- オ 提出された書類を公募参加資格の確認以外の用途で、提出者に無断で使用することはない。
- カ 提出された書類は返却しない。
- キ 提出された書類の差し替え及び再提出は認めない。

(2) 暴力団排除に関する誓約事項

公募参加者は、参加意思確認書の提出をもって、「暴力団排除に関する誓約事項(別紙一6)」に誓約したものとする。また、虚偽の誓約若しくは誓約に反することとなったときは、当該者の申込みを無効とする。

5 参加申込者の義務

- (1) 交付された仕様書等を複製してはならず、返却しなければならない。また、本公募手続以外の目的で使用してはならない。
- (2) この公募の参加にあたり、沖縄県警察が提供した情報及び仕様書等一切の書類並びにこれらに基づいて参加者が作成した文書等について、第三者に開示・漏洩してはならない。
- (3) 沖縄県警察が求める説明及び文書の提出の要求に対して速やかに対応すること。

6 参加意思確認書等の提出

- (1) 提出期限
令和6年5月7日 午後5時30分
- (2) 提出場所
〒900-0021 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
沖縄県警察本部警務部会計課営繕係
TEL 098-862-0110(内線2277)
- (3) 提出方法
持参又は郵送(書留郵便)により提出し、提出期限までに必着とする。
- (4) 提出部数
1部

7 仕様書等の交付

- (1) 交付期間
参加意思確認書等審査結果の通知日から令和6年5月16日(土曜日、日曜日、休日を除く)の午前9時30分から午後5時30分までの間
- (2) 交付場所
上記6(2)の場所と同じ。
- (3) 交付方法
参加意思確認書等により、必要とする参加資格を満たすことが確認できた者に対して、仕様書等を直接交付する。なお、参加意思確認書等の審査結果を令和6年5月14日までに通知する。
- (4) 参加資格がないと認められた者は、契約担当者に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次により説明を求めることができる。
 - ア 提出期限
参加資格確認結果の通知を行った日の翌日から起算して5日以内(行政機関の休日に関する法律に基づく行政機関の休日を除く。)。

イ 提出場所

上記 6(2)に定める場所と同じ。

ウ 提出方法

書面（様式自由）を持参することにより提出すること。郵送又は電送（メールやファクシミリ）によるものは受け付けない。

契約担当者は、説明を求められたときは、説明を申し立てることができる最終日の翌日から起算して 5 日以内（行政機関の休日に関する法律に基づく行政機関の休日を除く。）に説明を求めた者に対し書面をもって回答する。

8 その他

- (1) 本業務の契約相手方となった者は、参加意思確認書等に記載した配置予定技術者を当該業務に専任で配置すること。
- (2) 配置予定技術者の専任を要しない期間については、設計図書等で確認すること。
- (3) 参加意思確認書等に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要綱に基づく指名停止を行うことがある。

9 本公募公告に関する質問・回答

(1) 提出期間

令和 6 年 4 月 22 日（月）から令和 6 年 4 月 30 日（火）の午前 9 時 30 分から午後 5 時 30 分までの間

(2) 提出場所

上記 6(2)に定める場所と同じ。

(3) 提出方法

上記 6(1)、(2)の期間、場所に持参するか、簡易書留による郵送（上記(1)の期間内に必着。）で提出するものとする。

(4) 回答

令和 6 年 5 月 7 日（月）までに回答する。

(5) 記載方法等の事務手続に関する確認については、上記(1)～(4)に限らない。